

特定技能（外食業分野）受入れ上限運用 対応チェックリスト 2026
-COE（在留資格認定証明書）不交付・変更申請の取扱い整理-

更新日：2026-05-22

対象：外食業（飲食店等）の人事・総務／採用責任者／登録支援機関連携担当

想定：特定技能1号（外食業分野）での採用計画（海外から新規受入れ／国内在留者の切替）

この資料の使い方：

- ・入管庁の「受入れ上限（受入れ見込数）に基づく運用」を前提に、申請類型別の可否と社内の打ち手を棚卸し
- ・制度運用は更新され得ます。最終判断は個別確認が必要です。

参照した一次情報：

- ・出入国在留管理庁：特定技能「外食業分野」における受入れ上限の運用について（令和8年3月27日）
https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/03_00001.html
- ・農林水産省：外食業分野における外国人材の受入れについて（入管庁公表内容の案内を含む）
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/gaikokujinzai.html>

参考（最新版の所在として）：

- ・出入国在留管理庁：特定技能制度（更新情報）
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html>
- ・出入国在留管理庁：特定技能「外食業分野」における在留資格認定証明書交付の一時停止措置について
https://www.moj.go.jp/isa/03_00176.html
- ・出入国在留管理庁：特定技能1号（外食業分野）の在留諸申請の審査状況（2026-05-19掲載）
https://www.moj.go.jp/isa/10_00259.html

【1】 まず結論（社内共有用の要点）

公表（入管庁）：2026-03-27

運用開始：2026-04-13（「受理日」ベース）

主な影響：

- ・ COE交付申請（海外から新規受入れ）
 - 2026-04-13以降に受理された申請は、不交付とされています。
- ・ 在留資格変更許可申請（国内在留者の切替）
 - 2026-04-13以降に受理された申請は、原則として不許可とされています（例外あり）。
- ・ 在留期間更新許可申請
 - 通常どおり審査するとされています。

重要な注意（例外・運用）：

- ・ 例外に該当する場合でも、許可時点の在留者数の状況により、特定技能1号ではなく「特定活動（特定技能1号移行準備）」を案内される可能性があります。
- ・ 運用は「在留者数の状況」により変動し得ます。最終判断は個別確認が必要です。

【2】申請類型の棚卸し（まずここで分類する）

- 申請はどの類型か（複数ある場合は案件ごとに分ける）
 - A. COE交付申請（海外から新規受入れ）
 - B. 在留資格変更許可申請（国内在留者→特定技能1号（外食）へ）
 - C. 特定活動（特定技能1号移行準備）への在留資格変更
 - D. 在留期間更新許可申請（既に特定技能1号（外食）で在留中）
 - E. その他（転職・所属機関変更・在留資格諸申請の「内容変更申出」等）

- 「受理日」基準で分岐する（最重要）
 - 2026-04-13より前に受理された（見込みを含む）
 - 2026-04-13以降に受理された（見込みを含む）

- 申請者の現在地（例外判定で必要）
 - 外食業分野で特定技能1号として在留中（転職等に伴う申請）
 - 技能実習（医療・福祉施設給食製造作業）を良好に修了
 - 外食業分野の特定活動（特定技能1号移行準備）許可あり
 - それ以外（留学、技能実習（別職種）、家族滞在、就労系別資格 等）

【3】 COE交付申請（海外から新規受入れ）チェック

- 受理日が2026-04-13以降のCOE交付申請は「不交付」想定で採用計画を引き直す
 - 入社時期・配属計画を、COE不交付を前提に再設計した
 - 候補者へ「不交付になり得る」旨を説明し、代替案を提示した
- 受理日が2026-04-13より前のCOE交付申請
 - 受理済みであることを確認した（控え・受付票等）
 - ただし、許可時点の在留者数状況により取扱いが変動し得る点を社内共有した
- 代替案（採用を止めないための選択肢）
 - 外食業分野以外（別分野）での配置転換が可能か検討した
 - 国内在留者の採用（更新・転職等）へシフトする計画を立てた
 - 事業計画（売上・人件費）への影響を見積もり、意思決定者へ報告した

メモ（個別確認）：

- ・制度の対象は「外食業分野×特定技能1号」です。個別案件の類型整理が最重要です。

【4】在留資格変更（国内在留者→特定技能1号（外食））チェック

- 2026-04-13以降に受理された申請は、原則として不許可（例外あり）
 - 申請を急ぐのではなく、例外要件に該当するかを先に確認した
- 例外（審査の上、受入れ見込数の範囲内で順次許可され得る）
 - 技能実習（医療・福祉施設給食製造作業）を修了した方の移行
 - 既に外食業分野の特定活動（特定技能1号移行準備）の許可を受けている方の移行
- 「特定活動（特定技能1号移行準備）」への在留資格変更
 - 原則として不許可（例外・経過の扱いがあるため、個別確認した）

注意：

- ・許可時点の在留者数の状況によっては、特定技能1号ではなく、特定活動（特定技能1号移行準備）への変更／同資格での更新（更新は1回まで）を案内され得ます。

【5】 社内の実務対応（チェックリスト）

- 採用・営業の説明テンプレ
 - 求人票・提案書の表現を修正した（「いつでも外食COEが出る」等の断定を避ける）
 - 候補者・取引先への説明テンプレを用意した（受理日・例外・代替案）
- 申請の入口設計（取りこぼし防止）
 - 案件ごとの「申請類型」と「受理日」を台帳化した
 - 受理日を証明できる控え（受付票、郵送記録等）の保管ルールを決めた
- 分野別協議会（食品産業特定技能協議会）対応
 - 協議会加入の要否を案件ごとに確認した
 - 必要な場合、加入申請の期日管理・証跡保管を行っている
- 登録支援機関に委託している場合
 - 「受理日」確認と証跡保管の役割分担を明確化した
 - 不許可リスクが高い案件のエスカレーション先を決めた

【6】相談・導線（丸忠物産）

次のケースは、判断が割れやすく、個別確認が必要です。

- ・現在の在留資格や経過により、申請種類の整理が難しい
- ・採用計画の再設計（配置転換・代替分野）が必要
- ・登録支援機関／行政書士／社内の役割分担が曖昧
- ・候補者への説明（トーン／期待値調整）でトラブルを避けたい

丸忠物産では、外食業分野の採用計画を「制度運用×現場」の両面から整理し、

- ・案件の類型整理（COE／変更／更新 等）
 - ・採用計画（国内在留者への切替、配置転換の設計）
 - ・協議会・支援体制の整備
- まで一括で支援します。

ご相談：

<https://hr.maruchu-bussan.co.jp/#contact>

無料相談（予約）：

https://timerex.net/s/ootaki_6081/5fb9583e?utm_source=website&utm_medium=cta&utm_campaign=maruchu-hr